

## 春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置された民間保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により設置された幼保連携型認定こども園が実施する児童福祉法第6条の3第7項の一時預かり事業（以下「一時保育事業」という。）を利用する所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等の利用者負担を軽減することにより、一時保育事業の利用の促進を図り、もって全ての児童の健やかな成長を支援するため、一時保育事業を利用する者に対し補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 市長は、別表に規定する施設（以下「一時保育施設」という。）において一時保育事業を利用する児童の保護者であつて、次の各号のいずれかに該当するものに対し、補助金を交付するものとする。

- (1) 一時保育事業利用日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である者
- (2) 一時保育事業を利用する児童の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税を課されない者（前号に掲げる者を除く。）
- (3) 一時保育事業を利用する児童の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る、地方税法第292条第1項第2号に掲げる令和5年度分の所得割の額を合算した額（以下「市町村民税所得割合算額」という。）が77,101円未満である者（前2号に掲げる者を除く。）
- (4) 春日井市要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市長がその

児童及び保護者の心身の状況、養育環境等を踏まえ、一時保育事業の利用を促した者であって、一時保育事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる者（前3号に掲げる者を除く。）

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる者に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 前条第1号に該当する者 児童1人当たり日額2,500円
- (2) 前条第2号に該当する者 児童1人当たり日額2,400円
- (3) 前条第3号に該当する者 児童1人当たり日額2,100円
- (4) 前条第4号に該当する者 児童1人当たり日額1,500円

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、償還払いによる交付を受けようとする場合にあつては春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、代理受領による交付を受けようとする場合にあつては春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金交付申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該添付書類により証明すべき事項を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略することができる。

- (1) 支払いの手続が完了したことを証する書類（利用施設、利用日及び利用料金が確認できるもの。）（償還払いによる交付を受けようとする者に限る。）
- (2) 生活保護を受給していることを証する書類（第2条第1号に該当する者に限る。）
- (3) 市町村民税所得割合算額が確認できる書類（第2条第2号又は第3号に該当する者に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、償還払いによる交付を受けようとする場合にあつては令和6年3月31日までに、代理受領による交付を受けようとする場合にあ

っては初めて補助金の交付を受けて一時保育事業を利用しようとする日の7日前までに行わなければならない。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で補助金の交付の可否を決定し、春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金交付決定（却下）通知書（第3号様式）により、補助金の交付を申請した者（第3項において「申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき償還払いによる交付を受けようとする者に対し補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 第1項の規定に基づき代理受領による交付を受けようとする者に対し補助金の交付を決定したときは、申請者に対し春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金交付決定証明書兼代理受領委任状（第4号様式）を交付するものとする。

(代理受領による一時保育事業の利用等)

第6条 代理受領による補助金の交付の決定を受けた者（以下「代理受領交付決定者」という。）は、一時保育事業の利用に当たっては、春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金交付決定証明書兼代理受領委任状を一時保育施設を運営する事業者に提出するものとする。

2 代理受領交付決定者が一時保育事業を利用したときは、市長は、当該代理受領交付決定者が一時保育施設を運営する事業者を支払うべき利用料金について、当該補助金として当該代理受領交付決定者に交付すべき額の限度において、当該代理受領交付決定者に代わり、当該一時保育施設を運営する事業者を支払うものとする。

3 前項の規定による支払いがあったときは、代理受領交付決定者に対し補助金の交付があったものとみなす。

4 第2項に規定により、一時保育施設を運営する事業者が代理受領交付決定者に代わって補助金の交付を受けるときは、当該一時保育施設を運営する事業者は、令和6年3月31日までに春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金請求

書（第5号様式）に春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金交付決定証明書兼代理受領委任状を添えて、市長に提出しなければならない。

（変更申請）

第7条 第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、現に受けている交付決定に係る第2条に規定する補助対象者の要件、対象児童等に変更があるときは、当該交付決定の変更の申請をしなければならない。

2 第4条から前条までの規定は、前項の変更の申請について準用する。

（検査等）

第8条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定者又は一時保育施設を運営する事業者若しくは当該一時保育施設の従業者若しくはこれらの者であったものに対し、その目的を達成するために必要な限度において必要な指示をし、報告を求め、又は実地に検査することができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第9条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、返還させることができる。

(1) 第2条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。

(3) 前条の規定による指示、報告の求め又は検査に正当な理由なく応じないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱その他法令等の規定に反するとき。

2 市長は、一時保育施設を運営する事業者が前項第2号又は第3号に該当するときは、当該事業者に対し、その支払った額を返還させることができる。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行し、同日以後の一時保育事業の利用に係る補助金の交付について適用する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱の規定より交付決定された補助金については、第8条及び第9条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

## 別表

施設名	所在地
神屋保育園	春日井市神屋町2022番地3
天使みつばち保育園	春日井市朝宮町2丁目10番地12
さくら保育園	春日井市出川町8丁目6番地1
はぐくみ保育園	春日井市小野町4丁目2番地24
神領すまいる保育園	春日井市神領町1丁目6番地12
マ・メール上条保育園	春日井市上条町10丁目198番地3
さくら第2保育園	春日井市白山町6丁目4番地8
第2はぐくみ保育園	春日井市下市場町4丁目14番地1
あさひがおかこども園	春日井市田楽町1550番地

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所 \_\_\_\_\_

対象児童との続柄

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_ ( )

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

電話番号 \_\_\_\_\_ — \_\_\_\_\_

春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金交付申請書兼請求書

春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。  
また、交付決定された場合には、次の口座に振り込みください。

対象児童

ふりがな 氏 名	生年月日	ふりがな 氏 名	生年月日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

世帯の状況

↓該当するものに○	補助上限額
① 生活保護世帯（※1）	日額2,500円
② 市町村民税非課税世帯（※2）	日額2,400円
③ 市町村民税所得割合算額77,101円未満（※2）	日額2,100円
④ 市長が特に支援が必要と認める世帯	日額1,500円

（※1）春日井市以外から生活保護を受給している方は、保護の実施機関が発行する生活保護受給証明書を添付してください。

（※2）令和5年1月1日に春日井市に住民票がない方は、同日に住民票があった市町村で発行される令和5年度（令和4年分）市町村民税課税証明書を添付してください。

申請内容確認のため必要な範囲で、春日井市が有する申請者（必要に応じて世帯員分）の公簿等を閲覧及び調査することに同意します。

(氏名) \_\_\_\_\_

世帯構成

対象児童の保護者のほか、同一住所で生計を一にする方の全員について記入してください。申請者及び対象児童の記入は不要です。

氏名	ふりがな	対象児童との続柄	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

利用状況及び交付申請額の内訳

利用施設	利用状況			補助申請額
	1日 上限2,500円	午前 上限1,500円	午後 上限1,000円	
	回	回	回	円
				円
				円
				円
				円
交付申請額（補助申請額の合計）				円

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協			本店・支店 出張所
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号	
口座名義				フリガナ

必ず申請者本人名義の振込先口座を指定してください。

添付書類

支払いを証する書類の写し  
（領収書等で、利用施設、利用日、支払金額が確認できるもの）

（宛先）春日井市長

住 所 \_\_\_\_\_

対象児童との続柄

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_ ( )

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

電話番号 \_\_\_\_\_ — \_\_\_\_\_

春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金交付申請書

春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

対象児童

ふりがな 氏 名	生年月日	ふりがな 氏 名	生年月日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

世帯の状況

↓該当するものに○	補助上限額
① 生活保護世帯（※1）	日額2,500円
② 市町村民税非課税世帯（※2）	日額2,400円
③ 市町村民税所得割合算額77,101円未満（※2）	日額2,100円
④ 市長が特に支援が必要と認める世帯	日額1,500円

（※1）春日井市以外から生活保護を受給している方は、保護の実施機関が発行する生活保護受給証明書を添付してください。

（※2）令和5年1月1日に春日井市に住民票がない方は、同日に住民票があった市町村で発行される令和5年度（令和4年分）市町村民税課税証明書を添付してください。



申請内容確認のため必要な範囲で、春日井市が有する申請者（必要に応じて世帯員分）の公簿等を閲覧及び調査することに同意します。

(氏名) \_\_\_\_\_

世帯構成

対象児童の保護者のほか、同一住所で生計を一にする方の全員について記入してください。申請者及び対象児童の記入は不要です。

氏名	ふりがな	対象児童との続柄	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

利用予定一時保育施設

施設名	施設名

様

春日井市長

春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日に交付申請のあった一時保育利用者負担軽減事業補助金については、次のとおり交付することを決定（却下）しましたので、通知します。

1 交付決定額 \_\_\_\_\_円

2 留意事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を求めます。

- (1) 補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 市長の指示、報告の求め又は検査に正当な理由なく応じないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金交付要綱その他の法令等の規定に反するとき。

3 却下の場合、その理由

様

春日井市長

春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金交付決定証明書兼代理受領委任状

次のとおり一時保育利用者負担軽減事業補助金の交付を決定したものであることを証明します。

交付決定年月日	年 月 日		
氏名		生年月日	
住所			
対象児童名		対象児童生年月日	
対象児童名		対象児童生年月日	
対象児童名		対象児童生年月日	
対象児童名		対象児童生年月日	
対象児童一人当たりの補助上限額	日額	円	
利用施設名			
<p>私は、この一時保育利用者負担軽減事業補助金の受領の権限を上記施設に委任します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>			

備考

- 1 本人は、一時保育事業を利用するときは、この書類に委任日と氏名を記載の上、施設に提出してください。
- 2 施設は、本人に代わって補助金の交付を受けるときは、請求書に各個の書類を添付の上、市に提出してください。

第5号様式（第6条関係）

春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金請求書

年 月 日

（宛先）春日井市長

請求者 施設名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 代表者 \_\_\_\_\_

一時保育利用者負担軽減事業に係る補助金の請求事務及び代理受領に関する権限を申請者から委任されましたので、次のとおり請求します。

【請求金額】

対象児童名	利用区分	利用実績	1回あたりの補助金額（円）	合計金額（円）
	午前	回	円	円
	午後	回	円	円
	1日	回	円	円
	午前	回	円	円
	午後	回	円	円
	1日	回	円	円
	午前	回	円	円
	午後	回	円	円
	1日	回	円	円
	午前	回	円	円
	午後	回	円	円
	1日	回	円	円
合計金額（請求金額）				円

【振込先】

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店 出張所
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号
フリガナ 口座名義			

